

小学校給食用小荷物専用昇降機点検仕様書

1 業務の内容

給食用小荷物専用昇降機の機械及び各部並びに付属機器について、建築基準法第12条第4項に定める年1回の法定点検及び安全確保のため年5回、合計年6回の点検整備（以下「点検」という。）を行い、正常かつ良好な運転を維持すること。

また、故障等により緊急の連絡を受けた場合、速やかに技術者を派遣し、機能の回復に努めること。

2 契約期間

契約締結日から平成32年3月31日まで

3 施行場所及び対象機器

別紙「給食用小荷物専用昇降機一覧表」のとおり

4 点検の内容

(1) 点検項目

- ア 制御盤・運転盤
- イ 電動機・巻上機・制動機
- ウ シープ
- エ ワイヤロープ
- オ リミットスイッチ
- カ レール
- キ 扉・押和・標示ランプ
- ク ゲージ・ウエイト
- ケ インターホン

(2) 点検方法

- ア 目視による損傷・劣化等の確認
- イ 機器の動作確認
- ウ 電気系統の機能・接続確認、絶縁抵抗の測定
- エ 注油・調整・消耗品の交換

(3) 点検時に要する消耗品について

点検時に要する各種可動及び固定コンタクト類、ヒューズ類、リード線、ランプ、ウエス並びにオイル等の消耗品は受託者の負担とする。

(4) その他

給食室内で点検を行う際には、小学校に備え付けの白衣等を着用すること。

5 点検回数

点検は5月、7月、9月、11月、1月及び3月に、月1回行うこととする。

6 点検日程

(1) 点検日程は、事前に各学校の栄養士等給食業務に携わる職員（以下「栄養士等」という。）と調整すること。

また、点検する際は、必ず栄養士等の承認を得ること。

(2) 点検は、15時から17時までに行うこと。

7 資格

点検従事者は、点検対象設備の点検に必要な専門知識や技能及び豊富な経験を有し、昇降機検査資格者等の資格を有する者とする。

8 報告

点検終了後、速やかに結果を書面にて報告すること。

なお、不良箇所については、その状況が判別できる写真を添付すること。

9 その他

この仕様書に記載していないことについては、学校施設課と協議を行ったうえで決めることとする。

給食用小荷物専用昇降機一覧表

学校名	所在地	製造者	台数
第一小学校	鎌倉市由比ガ浜2-9-55	横浜エレベータ	1台
第二小学校	鎌倉市二階堂878	横浜エレベータ	1台
稲村ヶ崎小学校	鎌倉市極楽寺3-2-3	横浜エレベータ	2台
七里ガ浜小学校	鎌倉市七里ガ浜東5-3-2	横浜エレベータ	1台
腰越小学校	鎌倉市腰越5-7-1	横浜エレベータ	1台
西鎌倉小学校	鎌倉市津1069	萬年エレベーター	1台
深沢小学校	鎌倉市梶原1-11-1	横浜エレベータ	1台
富士塚小学校	鎌倉市上町屋810	横浜エレベータ	1台
山崎小学校	鎌倉市山崎2500	横浜エレベータ	1台
小坂小学校	鎌倉市小袋谷587	横浜エレベータ	1台
今泉小学校	鎌倉市今泉2-13-1	萬年エレベーター	1台
大船小学校	鎌倉市大船2-8-1	横浜エレベータ	1台
玉縄小学校	鎌倉市玉縄1-860	横浜エレベータ	1台
植木小学校	鎌倉市植木1	横浜エレベータ	2台
関谷小学校	鎌倉市関谷468-1	横浜エレベータ	1台
合計	15校		17台